

淀川水系流域委員会 第27回猪名川部会

議 事 録

(確定版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。（詳しくは最終頁をご覧ください）。

澤井委員

日 時：平成17年8月18日（木）15:00～16:10

場 所：池田市民文化会館 2階コンベンションルーム

[午後 3時 0分 開会]

○庶務 (みずほ情報総研 中島)

皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、また、委員の皆様のお出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第27回猪名川部会を開会させていただきます。私は庶務を担当しております、みずほ情報総研の中島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、毎度のことですけれども、簡単に配布資料の確認と発言に当たってのお願いをさせていただきます。

配布資料の確認でございますが、議事次第の下に配布資料リストがございます。袋の厚い方の中の資料、議事次第の後ろの配布資料をちょっと見ていただければと思います。報告資料が1点、8月5日に開催されました第44回委員会の結果報告がございます。あと、審議資料が1-1から1-6までございまして、1-1から1-3までは河川管理者からの提供資料になります。これにつきましては、7月21日に開催されました、第42回の委員会で出させていただいているものでございます。あと、審議資料の1-4が「淀川水系5ダムについての方針に対する各委員からの質問」、1-5が「第43回委員会における余野川ダムに関する質疑応答の対比表」、1-6が「『淀川水系5ダムについての方針』に対する見解」ということでございます。あと、その他資料で「今後のスケジュール」、あと、参考資料が1から5ということで準備させていただいております。不足等ございましたら、庶務の方に言いつけていただければと思います。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますけれども、黄色の発言に当たってのお願いというペーパーがございます。これをご一読いただければと思います。発言に当たってはマイクを通してご発言いただく、あと、発言の前にお名前を言っていただくということでお願いします。あと、一般の傍聴の方ですけれども、後ほどご意見をいただく時間をとっておりますので、委員による審議中につきましては、ご発言をご遠慮願えればというふうに思っております。あと、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定をお願いいたします。

本日の部会は1時間でございます。16時終了の予定ですので、円滑な審議にご協力お願いいたします。

それでは、池淵部会長、進行の方をよろしくお願いいたします。

○池淵部会長

本日はお暑い中、当会場に多数ご参集いただきましてありがとうございます。第27回の淀川水系流域委員会の猪名川部会を始めさせていただきたいと思っております。

先般来このダムにつきまして、河川管理者さんの方針、さらにはこの流域委員会にあっても、そ

■淀川水系流域委員会 第27回猪名川部会 (2005/8/18)

れに対する見解、そういったものを出したりしてございます。とりわけこの余野川ダムにつきましても、その内容等について説明等もいただくと同時に、その中でゆくゆく我々としても意見書をまとめていく上において、幾つか質問等も各委員から出していただいておりますのでございますが、そういった内容もきょうは、前回では少し時間が足らなかったところもございまして、そういったところ辺に焦点を当てて、少し質問等に回答していただく形の審議を、猪名川部会というところでは1時間ということでございますので、焦点を絞ってやらせていただきたいと思います。

その後4時半から住民の皆さん方とこの流域委員会の委員との意見交換会、余野川ダムに焦点を絞ってやらせていただくということもございまして、そこでは2時間を超えるかもわかりませんが、そういった意見交換会をやらせていただくという企画をしておりますので、その点につきましても、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、早速この猪名川部会の方を最初にやらせていただきますけれども、まず、報告事項がございまして、第44回の委員会の結果報告についてということで、簡単に事務局の方から願います。

○庶務 (みずほ情報総研 篠田)

それでは、報告資料1ですね、これについてご説明いたします。8月5日に開催されました第44回委員会の結果報告になっております。この中で2ページになってますが、1の結果、決定事項について3項目挙がってますが、これについてご説明いたします。

淀川水系5ダムについての方針に対する委員会承認がされております。この内容に関しましては、本日の配布資料の審議資料1-6に入っております。

次に、この見解に対しまして、委員会の異なる意見、少数意見につきましては、今後委員会見解に付して一体化するという予定であります。

3番目です。9月までのスケジュールが決定されております。昨日滋賀県の長浜で琵琶湖部会と丹生ダムについての意見交換会を開催しておりますが、本日のこの猪名川部会の開催も含め、あと2回、8月20日の木津川上流部会、8月22日の淀川部会も同様に地域別部会と意見交換会の開催を予定しております。また、8月24日の委員会及び9月11日から14日までの4日間を連続しまして、地域別部会を開催しまして、河川管理者側に示していただきました各ダムについての調査検討項目を中心に、委員会と河川管理者との意見交換を十分に生かすため、9月末をめどに委員会の意見を取りまとめるというようなスケジュールを考えて、現在進んでおります。

簡単ですけども以上で終わります。

○池淵部会長

はい、どうも。報告ということでございますので、次の本日の審議事項に入らせていただきます。

先ほども申しましたように、この余野川ダムにつきましての方針、その審議に至る中身として、幾つか委員の方からも質問等もいただいております。そういった形のを前回は河川管理者さんに投げたわけですが、時間等の問題もございまして、全部、また、あるいは十分な回答をいただけてないところもあろうかというふうに思いましたので、私の方で少しそれらを集約した形で、質問等を投げさせていただきたいというふうに考えております。それに対しまして、河川管理者さんの方から資料なりあるいはご回答をいただくという形で、最初はそういうような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

1点目は余野川ダムは当面実施しないとありますけれども、この当面とはというものにつきまして、再度お聞きしたいと。その後、また今後水系全体の社会経済状況の変化や河川整備の進捗に応じて治水上の緊急性について検討すると、こういうふうにありますけれども、この検討の中身をもう少し具体的にご回答なり説明をいただければというのを第1点目として出させていただきます。

それから、第2点目として、緊急性を有する狭窄部、銀橋上流の治水対策として、当面狭窄部を開削すると。下流への洪水流量増大に対して、下流での河道掘削を行うことで水位上昇を抑制するとあります。

現在実施している中の島地区無堤部でございますが、その整備及び侵食、浸透に対する堤防補強はこの上流からの流量増に対する補強対策ではなく、これら堤防補強の実施を前提に、開削による水位上昇抑制策として河道掘削が位置づけられ、掘削は対象洪水に対して水位が堤防天端マイナス余裕高を超えないことを前提になされると、このように両者理解する形でいいのかどうかということをし少し投げかけております。この河道掘削にあつては環境上、また、河道、流下能力上、中州掘削だけではなく、運動公園の部分掘削や高水敷の緩傾斜化なども検討に値すると考えているのかどうかという内容を投げかけております。

それから、3点目は堤防強化はダムを実施するしないにかかわらず実施するとあるが、この堤防補強と堤防強化のレベルの違いといったものは、それから、従前ご説明等がございました堤防強化委員会での進捗状況を含めて、堤防がどのように考えられているのか、その検討内容を、わかればいただきたいと。

そういうような3点を代表して質問を投げかけさせていただいております。したがって、これらについて河川管理者さんの方から回答なりお答えをいただく形を先にやらせていただいて、そ

れに対して各委員の皆さん方、審議、意見を述べさせていただくと、そういう進め方をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。私の方から1点目についてお話をさせていただきます。

余野川ダムにつきまして、方針の中で私どもは当面実施せずというふうに記載させていただいておりますが、この当面でございます、具体的な何年まであるいは何年間ということについては、これは現時点でははっきりさせることができません。というのは、その部会長からのご質問にありましたけれども、これは今後水系全体の社会経済状況の変化や河川整備の進捗状況に応じて、治水上の緊急性について検討をします。この結果として、この余野川ダム事業の実施の時期については明らかになってくるということでありますから、具体的なものについては現時点ではお示しができないということであります。

この水系全体の社会経済状況の変化、あるいは河川整備の進捗状況ということでございますが、この部分は、例えば現在の経済情勢がございますけれども、この経済情勢がどのように変化するか、それに伴って私どもがこの治水関係に投資できる、確保できる予算がどのようになるのかといったこと、あるいはこの水系の中で被災を受ける可能性がございますけれども、この被災の状況がどのようなことになるのか、大変な大災害がこの水系で起こるというようなこともあり得ないわけではなくて、そのような社会経済状況の変化ということでございます。内容は今申し上げたようなことでございます。

あるいは、次の河川整備の進捗状況ということでございますけれども、これは、淀川水系で見たときにも、この猪名川だけじゃなくて、大変たくさんの方々の治水対策を施さなければなりません。現在直ちに実施するというようにしておりませんが、それ以外の優先して行う整備、これらの事業がどの程度他のところで進んでいくのかということによって、相対的にこの余野川での治水対策というのが、優先度がどう上がっていくのかというようなこと、河川整備の進捗状況に応じて検討をするということにつきましては、こういったことを指しております。

中身については以上申し上げたようなことなんですけれども、これらはまさに検討を進めていくという過程の中で詰まっていくということでございますので、今の時点で申し上げられることは以上でございます。

○池淵部会長

はい。今最初に掲げさせていただきましたものにつきまして、ご回答らしきものをいただいたわけでございますが、委員の皆さん方、この点につきまして何人かの委員からも出ておりましたので、

これについてまたご意見等がございましたらお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしく。

○今本委員

今本です。これまでの河川整備計画で、特に狭窄部について、開削する、開削するということが社会的な誤解を生んできたことがある。今回の狭窄部は当面開削しないということで明確になったんですが、今ダムの問題でも当面実施しないというあいまいな表現ですと、これがまた近い将来に再開されるんだろうかという誤解を生む可能性もあると思うんです。私は今の説明をもっときちんと、社会的、社会経済的な情勢、あるいはそういう緊急性が変わらない限り期待してくれるというふうなことを、重点を置いて世の中に受け取ってもらっておかないと、別の意味での誤解を生むんじゃないかなという危惧を感じます。

○池淵部会長

いかがですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。今後のことについてはっきり申し上げられない状況でございますので、このはっきり申し上げられないということは、明らかに私たちも皆さん方に申し上げておりますし、そのように今後も申し上げたいと思っております。この、まさに今後検討するという部分について、これがこうこうだということが、私どもとしてもっとはっきり言えることがあれば、それはぜひ申し上げますようにしたいというふうに思っております。

○池淵部会長

ほか、いかがですか。よろしいですか。ございますか。どうぞ。

○高田委員

高田です。同じ質問なんですけど、今までの話から、神崎川から下の大阪市の領域まで相当急いでやらないと危ないなと思うところがあるわけですね。当面銀橋狭窄部の開削、それと緊急の堤防強化をやられる予定ですし、銀橋の方も掘削というのはもう絵ができてます。その次、要するに、複数の重点項目、優先順位をつけたものを挙げてもらって、順調にいけばこれぐらいの行程でいくんだというようなことが周りの人にわからないと、ダムはやめてしまったと、後はどうなるんだと。ダムの場合は割と大盤振る舞いでお金が出るんですが、こういう地道な日常的な維持整備というのに対しては、どうも何かけちられているような気がしまして。

それで、猪名川の場合は、ここに掘削の順番はないですけど、どういうふうにやればいいのかというのは出ているんですけど、優先順位とある程度見通してみたいなのが具体的に整備シートという形

で欲しいと思うんですね。それがいつになるかはちょっと保証はないにしても、それはぜひ欲しいと思います。

○池淵部会長

いかがですか。はい。

○河川管理者(近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾)

今後の整備のスケジュールということだと思いますけれども、現時点で明確にこういうスケジュールでというものはないんですが、下流の神崎川の掘削、それから上流の銀橋の開削等を含めまして、関係する大阪府、兵庫県と調整しながら今後の整備の手順について調整をしていきたいというふうに考えております。

○池淵部会長

いかがですか。どうぞ。

○高田委員

それで、このきょうの資料に去年の12月23日の資料2の補足資料というのがあるんですけど、猪名川の場合はそういう具体的な治水対策工事というのが、もうこういう絵が出ているんですが、気になるのはこのページの2枚目の表1、事業費内訳の中で、細かい話になって恐縮なんですけど、掘削が100万 m^3 、護岸が3万 m^2 、これが156億円、何かちょっとコストが高いように思うんですけど、もうちょっと具体的なコストの算出根拠が欲しいと思うんです。そういうことで、これは金額が高いからすぐにはなかなか取りかかれないというような、そういう説明があったらいいんですが。これはちょっと普通の建設工事の状況から、常識的な金額からいってちょっと高いように思うんですけどね、できたらコメントがいただきたい。これは単に意見ですが。

○池淵部会長

これから意見書をいろいろつくるときに、先ほどご質問等があった詳細なもう一回詰めのデータとか、そういった形のものとは当然用意していただけるというふうに思いますので、あと2つ、3つ目もあるので、ちょっと時間の関係で先に進めさせていただいて、時間の余裕があったらまた戻るということできさせていただきたいと思います。

それでは、2番目の方のこの連携した掘削と銀橋狭窄部、それから河道掘削における、この河川は前々から高水敷が結構いろんな利用度が高い、そういったこと等がほかの川でない特異、いい意味で特異というわけじゃない、そういう受け取り方を我々はしておりましたので、そういった内容で、河道掘削、環境上の問題も含めてどのような形で展開されるのか、そのあたりを少しご用意いただくものがございましたら、ご回答をお願いしたいということでございます。よろしくお願

いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 小畑）

猪名川総合の小畑でございます。今高田委員の方からの質問の中で、資料が今回掘削が260億円ということで、昨年の12月23日の資料がきょう出されておりますが、第42回の平成17年7月21日に余野川ダムの調査検討で、とりまとめご説明をしております。その中で昨年12月以来大阪府さん等と事業調整を行いました結果、掘削事業費につきましては260億円に対して160億円ということで、資料を出させていただいております。またそちらの方も見ておいていただければと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾）

猪名川河川事務所の松尾です。2点目のご質問に対するお答えをさせていただきます。銀橋狭窄部の開削と下流での河道掘削に関連して、何点か確認しながらのご質問がございました。

確認事項の1点目、中の島地区無堤部の整備と、堤防補強、これが上流からの流量増に対する補強ではなくという点、これは部会長もご指摘のとおりでございます。これは狭窄部の開削をしないにかかわらず実施しなければならない、そういう対策でございます。

それから、狭窄部の開削で対象とした洪水、とりまとめの中でその目標洪水という形で、昭和58年9月洪水と総合治水対策の目標洪水、この2つを挙げて検討したわけですが、この2つの洪水に対しましては、下流におきまして、下流の猪名川全川において堤防高マイナス余裕高を超えないと、堤防天端マイナス余裕高よりも低い水位で流れております。これも前提ということで確認しております。その上で、これを上回るような超過洪水が来た場合の水位上昇による影響対策ということで、今回の河道掘削が位置づけられるということでございます。それはまず確認事項でございます。そうした中で、河道掘削にあつては、中州掘削だけでなく、運動公園や高水敷の緩傾斜化等々も検討に値するのではないかとご指摘でございます。

これについては当然検討の対象となる話でございます。今後河道掘削を具体的に事業化できるように進めて、具体化を進めていく中で、当然環境への影響といったものの検討をさらに進めていく必要がございます。そういったものにつきまして、自然環境委員会の助言等を得ながら十分検討を行ってまいりますし、また高水敷の公園や運動施設、こういったものの扱いにつきましては、同じく猪名川の自然環境委員会で審議されますランドデザイン、それから、河川保全利用委員会の審議内容等を踏まえた上で、その扱いについて慎重に検討していきたい、判断していきたいというふうに考えております。

以上が2点目の回答でございます。

○池淵部会長

はい。委員の皆様方から何かさらに。はい、お願いします。えっ、いいですか。ご発言は。よろしゅうございますか。まだこれから24日もまた、9月もありますので、すべてをあれする時間はまだございますので。

○金盛委員

質問はこれで全部終わりだということですか。

○池淵部会長

いやいや、一応代表的に3つだけやらせていただいて、それであと各委員から追加の質問等を受けさせていただこうと、こういうふうに思ってますので。

それでは、3点目の方はいかがですか。堤防補強、堤防強化、それから、堤防強化の考え方、進みぐあい、そういったあたりを少し。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾）

引き続きまして猪名川河川の松尾ですけれども。堤防強化についてご説明させていただきます。この堤防強化と堤防補強という言葉、2種類出てきているわけですが、これは整備計画の基礎案におきまして、堤防強化対策というものにつきましては堤防強化対策として高規格堤防と堤防補強を行うというふうに記述しております。そういうことで、堤防強化というものは堤防補強と高規格堤防、両方含めて使っております。そうした中で猪名川におきましては高規格堤防は実施しておりませんので、猪名川で進めておりますのは堤防補強ということで、これは浸透対策と侵食対策を進めているという状況でございます。

○池淵部会長

設問が悪かったのかどうかあれですけれども、今のようなご回答をいただきまして。

はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。前も同じようなことを、木津川とか宇治川の堤防補強ということに関連してお尋ねしましたが、まだ100%納得がいかないのもう一度確認の意味も含めてお尋ねします。ただいまの堤防強化というのは高規格堤防と堤防補強をあわせてというご回答だったと思うんですけども、堤防強化という言葉を使わずに、猪名川の場合ですと延べ11カ所で5kmぐらいだったと思いますが、堤防補強をするという箇所があったと思うんです。それで、これは繰り返しになって大変恐縮なんですけども、堤防補強というのは侵食と浸透に対する対策を講じるということであって、その工事を実施した結果、初めてハイウォーターレベルのところの名実ともに確実にそれが頼りに、頼りになる

という表現は悪いですが、それだけの堤防の価値を持つものになるということですね。それ以上のことは期待できないのであって、その堤防を、例えばハイウォーターレベルより水位が高くなることに対して、それに対応できるようになるものではないというふうに今までに回答を得てきたと思うんですが、それはそういう理解で正しいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾）

猪名川の松尾です。今、委員からお話がありました内容で正しいということになるんですけども、補足させていただきます。まず、最初に5kmという延長が出たかと思えますけれども、これについては緊急区間ということで緊急的に優先的に詳細調査を行って対策を行っているという延長でございまして。それ以外のところについても今後、順次調査を行って必要なところについては対策を実施していくということでございます。それから、ちょっと繰り返しになりますけれども、侵食対策、浸透対策につきましてはあくまでも堤防天端マイナス余裕高という水位までの洪水に対して必要な安全性を持たせるということでございます。これをやったところで下流の堤防も堤防天端マイナス余裕高以下の洪水に対して一定の安全性を有するという状態になるということです。

○今本委員

今本です。堤防補強と堤防強化という言葉が出てきましたけれども、私の理解とちょっと違うところがあるように思います。私の理解では淀川水系流域委員会で当初出てきた言葉は堤防補強でした。ところが、こういうところから出てくる言葉を河川局が嫌ったのか、堤防強化という言葉に変えました。以後、堤防強化でずっと統一されていると思います。高規格堤防というのは超過洪水対策として実施する。それから堤防強化には浸透と侵食を対象にした強化をするということで、補強と強化は現在ではもう一緒だというふうに理解した方がいいと私は思います。最近の近畿地方整備局から出ている言葉もすべて強化になっていると思うんですけど、何か使い分けられるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。堤防強化と堤防補強を完全に使い分けられているかどうか、そう言われると自信がなくなる部分があるんですが、少なくとも基礎案の中では堤防強化という広い概念があってその中に高規格堤防と堤防補強というその2つがその下にあるという書き分けであります。これは後でまた見ていただいたらはっきりそうなってます。

○池淵部会長

きょう私の方からしつこく聞きたいということでちょっと出したあれは、今の定義の解釈ももちろんあれですけど、イメージとして天端からいわゆるハイウォーターレベルまでは壊れにくいようにする一つの大きなあれとして侵食とか浸透破堤に対して、そういう形のものまでは少なくとも壊

れないという形です。堤防補強だと思って。その上、さらにもうちょっと頑張る、壊れにくい、そういう形のものを堤防強化というようなイメージでやっぱり皆持っている人もまたおるわけですね。それで、あえて堤防補強と堤防強化というのを、もう少し、どんなレベルというふうに、同じレベルというふうに、それでレベルという言葉を書かせていただいたんですけども、我々の方でも見解の方が堤防強化でもう文章になってしまって、その前の意見書では堤防補強となっておって、だから、我々もちょっとそこら辺があったものだから、それであえてちょっとしつこくこのあたりを聞いたことなんで。今おっしゃった、児玉さんがおっしゃったことと今本先生がおっしゃったとはそういう形でもうそれはイコールだというふうに考えていいというのであれば、またそういう理解で。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

児玉です。堤防強化とか堤防補強というのが基礎案の中ではこう書いていると先ほど申し上げましたけども、これが一般的な通念としてそういう書き分けであると言うには、それはちょっと、多分そういう説明をしたら一応そういう概念かということであろうかと思えます。

そもそも堤防補強の中に、先ほど申し上げたように浸透と侵食とさらに越水まであるわけです。我々が堤防補強と言ったときには、今現在、直ちに技術的手法もあって技術的な基準もあるというのは浸透と侵食なんです。越水に対してきちっと技術基準があってできるというのはこの高規格堤防の方ではありますけども、ではその高規格堤防だけをやればいいのかと、越水に対してはもう何も努力しなくていいのかと言うと、そこは、それは違うということを以前から申し上げていて、高規格堤防でないところであっても越水に対して粘り強くなるかそういうことを目指していくべきだということは、これは我々も申し上げてきたし、そこは委員会の目指すべきところと一致していると思うんです。それで、その技術的な検討というのは我々もしていきますということを申し上げてますので、実際に今も実験をやり始めているところですけども。細かな堤防強化、補強というその言葉ではなくて目指すべきことか何かという意味では少なくとも方向は一致しているというふうに思っております。

○千代延委員

千代延です。今の関連でですね、私も素人は堤防補強でも強化でもいいんですけど、ハイウォーターレベルまでは確実に頼りになる堤防にしようとするの金をかけるわけです。そのときに、あわせて、例えば今のハイウォーターレベルよりもう30cmあるいは50cm高く流れても大丈夫なようにすることができたら、ダムがないか、あってもかなり小さくて済むとかいろんなことが考えられます。それで今のハイウォーターレベルを確実に守りプラス30cmなりあるいは50cmなりのことがで

きないかということをおもうんです。しかし中間がなくて、その次はもうぼつと高規格堤防ということになってしまうので、この間がないことを非常に残念に思うんですが、今、児玉調査官のお答えによりますと、間の、間のところといいますか、今のハイウォーターレベルより水位がもう30cm上がっても大丈夫なようにすることができないかどうかという、そういうことの実験を手がけ初めておられると理解したらよろしいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。堤防の壊れ方として浸透や洗掘のほかには越水というのが必ず考えないといけないことで、これはダム議論があるとかないとかと全く関係なく考えていかないといけないことだという認識です。その具体的な方法というのは残念ながらまだ今のところ技術的なものが詰まっていない、あるいは技術的な基準といいますか法令上の整備というのもできていないということです。どうしても堤防の天端よりもある一定の高さ、低いところの水位というのを考えなければ、それを越えてしまうと、どうしても越水という現象も含めて問題を考えていかないといけないということになりますので、その部分がまだ確定してないので、残念ながら堤防天端からある余裕高を引いたところで一応そこに線を引き、そこまでの水位であれば対策が可能であり、それを目指しているということです。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

○池淵部会長

これに関連して、では一般傍聴の方もきょうはいろいろ意見をお聞かせいただくと思ってはおりますが、今、金盛さんがおっしゃったようにこの件についてはまだいろいろ議論はあるにしても、ほかの委員の方々から少しご質問等を含めてございましたら一、二お聞きして、それから一般の傍聴の皆様方から意見拝聴をしようと思っておりますのでよろしくお願いします。

○金盛委員

金盛です。質問ということではございませんが、むしろ要望になると思います。冒頭に当面実施しないということについてのやりとりがございましたが、私はこの当面実施しないということを非常に否定的にとっておりまして、この言葉でもっとも余野川ダムはあきらめざるを得ないという気持ちでおりまして、非常に残念な気持ちでおります。

と申しますのは2つの点があります。ですから、結論から言いますと、要望と言いましたが、先ほど児玉調査官がおっしゃったように水系全体の社会経済情勢の変化とこれこれ云々で治水上の緊急性について検討するという言葉をぜひこれからも遵守というのか尊重してその気構えでやってい

ただきたいと思っております。

何でもかといって申し上げますが、今までのこの委員会の議論の中で環境の用水といいたまいますか平生の河川の維持用水といいたまいますか、こういう議論がなされてこなかったんじゃないかと思っております。猪名川のあるいは余野川の河川に平生どのぐらいの水が最低必要なんだという、洪水の議論は随分あるんですけど、平生の議論というのは河川水の水量あるいは水位の議論というのがなされてきていなかった。したがって、それをあえてダムまでつくってそういう用水の確保の議論をするかどうかということについては確かに異論はあるかもしれませんが、せつかくこの段階まで来た余野川のダムを目の前にして、こういった検討が十分なされないままに当面実施しないと、極めて否定的に近い受けとめ方をせざるを得ない、実施しないという方針、非常に残念であります。

もう1点は、これは淀川の水系のどの河川を見ましても既往最大というようなことが議論されまして、それが計画の対象に置かれて進んでおるはずであります。ところが、猪名川は、もう一つよくわからないんですけれども第2位の洪水、あえて第1位の洪水を外して、これは地域性があるとか極端に大きいとかということが言われておるんですけれども、これが外されて第2位で議論されているんです。

第1位の議論をされたときに、ですから、同じ淀川という大きな水系、淀川水系とは正確には言えないかもしれませんが、その近所の隣り合ったところでスタンダードが違うんです。これは納得がいけないところでありますが、その第2位の洪水をもとにして余野川のダムの議論がなされてこういう結果を迎えた。ですから、利水が撤退してその分だけダムが必要なくなかった、これはもう当然の話でありまして何も申し上げないんですけども、洪水とか平生のその用水、環境用水みたいなことですね、そういったことを考えたときに、もう1つはその第1位の洪水を考えたときに本当に後悔することにならないのかどうかということでありまして、一縷の望みをこういった今後の検討に残されたということについてそれなりの一定の評価はしておりますので、ぜひここは慎重にしかも真剣に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

○池淵部会長

どうもありがとうございました。我々流域委員会の方も、少しそこら辺ちょっと前委員会の方で若干抜けているところもちろんあったんですけども。

○今本委員

これまでに環境流量といいたまいますか維持流量についての検討は当然してきております。それでその場合にどう考えたらいいいのか、河川というものは非常に流量が少なくなる、これが当たり前なんだ。これを人為的に補給するということはおかしい。たとえ瀬切れが起きようとそれは自然に起きるも

のであったらそれは河川なんだという考え方です。ですから、10年に1回の渇水でも流れる流量、これを維持流量としようということでしたけども、それは違うんじゃないかというのがこれまでの議論でした。

もう一方、環境流量というのは下の方だけじゃなく、上の方もやはり必要です。つまり中小洪水をカットしてしまうから高水敷に水が乗らなくなって河川的环境が変わってきた。これもできるだけ自然のリズムに合わせたものにしようということがこれまでの検討経過です。

それから、狭窄部上流についての既往最大ですが、これは第1位を外しております。これを委員会側も容認しております。その理由はそれをするということが30年という期間を設定したら当面できない、たとえ余野川ダムをつくってもできない。唯一できるのは銀橋にダムをつくってあそこを全部やってしまったらいいのかもわかりませんが、これは全く本末転倒だということで、この委員会の議論では第2位を容認したという経緯があります。それがすべてでもう十分に検討したとは思っておりません。今後、さらに検討していかねばならない問題だと思っております。

○池淵部会長

ありがとうございました。澤井先生、1点だけで、そこでとめさせていただきます。

○澤井委員

今の金盛委員からご発言のあった、既往最大をほかのところではとっていないながらここが第2位をとっているのが平等じゃないというご指摘なんですけど、私はそうじゃないと思うんです。ほかのところでは既往最大を議論しているのは、これはやっぱり確率で100分の1とか200分の1というのが非常に少ない、余りにも確率の少ないものを対象にし過ぎているんじゃないかということで、それで当面、今本委員もおっしゃったような二、三十年というような視野で見ると既往最大でとにかくまず安全を確保しようということだと思っております。ここの流域でその既往最大というのが確率的に非常に少ないというふうに想定されているわけです。ですから、それを外すのは全然不公平なことになっていないと私は思います。

○金盛委員

この場で余りこう議論するつもりはありませんけども、別の場があると思っておりますけども、お二人から反論がございましたので。違いますか。では、澤井先生の方のお話ですけど、これは第1位の評価が4,000分の1だとおっしゃるんです。4,000分の1なんていう評価を100年ぐらいのデータでどうして出てくるのかと。4,000分の1だという数字が出てくるから非常にまれなことということで計画から外されたりするのなら私はとんでもない話だと思っております、4,000分の1の評価の方がおかしいと。

それから、もう1つは二、三十年先の整備計画をつくるということになっておりますが、目標というのは100年だとか200年でもいいと思うんです。既往最大の目標を立てて、そこへの過程をどういうふうに進んでいくか、攻め方をどうやっていくかと、戦略が問題であって、30年先に目標を1つ、第一段階を置くと。第二段階の目標はもうちょっと先でもいいと。しかし、猪名川の治水の計画の目標とするところがやっぱりよその川並みに既往最大を目指すということでない、これはどう考えてもダブルスタンダードであると言わざるを得ないわけでありまして、二、三十年の目標で既往2位を目指す。それはそれでいいんです。ただ、治水目標として掲げるのはよその川並みに既往最大を掲げるべきではないかなということをお知らせします。

○池淵部会長

このあたりでちょっと。委員会であるいは部会でも取り上げる形でさらにあれさせていただきたいと思っております。ほかにも委員の方のご質問等がこの件以外でもあろうかと思っておりますが、きょうは、先ほども申しましたように時間を設定して後段の方をやることを考えておりますので。このあたりで部会の審議の事項については閉じさせていただきたいと思っております。

[一般傍聴者からの意見聴取]

○池淵部会長

それでは、残り時間がございませんけれども一般傍聴者の皆さん方からのご意見を拝聴したいと思いますのでお手を挙げて。はい、どうぞ。

○傍聴者（酒井精治）

私は余野川ダムの地元、止々呂美地域まちづくり協議会会長の酒井といいます。先ほど、一番最初に「当面ダムは実施しない」の解釈でお問い合わせがありました答えの中で、児玉さんでしたか、はっきりしてないということをお答えされましたが、止々呂美の地域に猪名総の小畑所長が来られて、これを質問でたまたま20ないし30年ということの回答がありました。交渉等の経過で国土交通省はうそが非常に多いんですが、ここに来てまたこの意見の違いが出ている。どっちが正しいのかお答えいただきたいと思っております。これは後でよろしいです。

2点目は高田委員さんがダムはやめてしまったという言葉を使いましたが、委員たる者がそういう発言をここで堂々とやっていいのかどうか。本当にやめたんですか。これからのために審議しているんでしょう。やっぱりもうちょっと慎重にやってもらわんと、そういう姿勢がこの部会なり委員会の整理されない形での、地元から言えばいいかげんな答申になっているということにつながるんじゃないかと僕は思いました。

それから、補強とか強化とか言葉の遊びをやっているような印象を受けました。これは専門の先

生方がここに出られてやっているんですから、それはもう常識の範囲の中のことやと思うのに、こういう貴重な時間で審議するのに言葉の遊びのような印象を受けた委員会、これに僕は失望しました。

それから、金盛委員さんの発言については、そういうことでやはり100年あるいは200年の先を見た形の議論をしないと。ダムをつくると言うても余野川の場合27年間結局ダムはできずに「当面実施しない」と言っているように、いざダムをつくるとなってもそんなものできませんよ。そういう意味からしてもやっぱり100年、200年の大計の中、そのスパンの中で、30年先を考えるべきではなかろうかと思います。

一番の分のみご回答願いたいと思います。

○池淵部会長

これはどう受けたらいいんですかね。誤解がありそうなので、どうですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。当面実施しないという当面のものははっきり決まったものはないということを申し上げましたが、これは現時点で私どものダムについての方針であります。これはまだ計画内容をこれから調整して確定していくということでもありますけれども、仮に私どものこの今の方針がこのとおり確定したときにどのようになるかということでお答えをした場面でのことだろうと思います。そのときにこのままの方針がもし確定すれば今回つくる整備計画の中には実施するとは記載されないわけであります。その意味で20年から30年の間は河川整備計画というのがその間に行うものであるという意味で20年から30年の間という言葉が説明の中で出てきたと考えております。

○傍聴者（酒井精治）

僕が言いたいのは、こんなもん国土交通省で調整して出てこないとかんということ。このような重要な話を。これが一時が万事、ダムがどうやこうやと言って30年かかってできない状況ですわ。以上です。

○池淵部会長

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○傍聴者（奥村）

止々呂美の奥村と申します。流域委員会に対しまして一言、どういたしますか、お願いといたしますか、委員会の本筋とは多少離れるかもわかりませんが、我々止々呂美地区としては一応今も委員長が言いましたように一応中止と、そういう形に聞こえる、もう中止に近い状態に聞こえるわけでございまして。その結論的には、我々少人数の田舎でございましてからそれを覆すだけの何もないもの

でありまして、決して、訴えるならば訴えてもいいですけども、そこまではよう持っていかないだろうというように今はなっておるだろうと。ただ、今までやられた経緯で中止なら中止でいいけども、流域委員会の皆さん方もそれに恐らく二分されるように賛成あるいは反対あるだろうと思います。

しかし、地域が行った今までの犠牲あるいは今工事も野放しになっておる現実の山をどうする、どういうようにしていけという方針を流域委員会がなぜ出されないのか。ただ、堤防をよくしたらこないに川はうまいぐあいに流れますがなとか、そういうことばかりやっておる。地域はどうなるんですか。流域委員会の委員長に申し上げたいのは、最後の委員会でも何でもいいけども、こういう方針で地元に対してはちゃんとしなさいという答申は出されないのかどうか、この際でございますので質問いたします。

○池淵部会長

ちょっと待ってください。もうお二方手を挙げておられますのでお願いします。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。止々呂美の方たちのお怒りは本当にごもっともだと思うんですが、今、猪名川の計画の変更によって下流が治水上の負担をすべてかぶっている状態です。それで、代替案として河床掘削ということになっていますが、もともとはその河床が上がり過ぎているのは事実ですから今その対策に対して反対するものではありませんが、河床が上がるのは自然にそうなったものであって、たまるべくしてたまった土砂であるということを見ると、これはまた20年、30年、40年たつうちにはまた河床は上がっていくわけで、これを代替案とすることにはやはり不安を感じます。さらなる堤防強化ということで検討を進めていただきたいと思います。

○池淵部会長

ほかはよろしゅうございますでしょうか。はい、どうぞ。

○傍聴者（新保）

大阪自然環境保全協会の新保です。先ほどから委員会の議論を聞いておりまして、新しい委員さんのご発言にびっくりしております。これは当然ここへ来られる以上、6月中いっぱいかけてお勉強をされてきたはずであります。延々4年間かかってなぜ既往最大がここは第2位になったのか、いろんなことをずっとやってこられた結果なんです。それを今さらひっくり返されて、これまた一からやらはるんですか。ここへ委員として来られる以上はもうちょっと過去のことも勉強してきていただきたいと思います。

2つ目、先ほどの止々呂美の方のおっしゃいました意見、私も賛成です。もう次にどういふ

にこここのところをやっていくのか。この間、箕面市の大規模開発委員会とかいうのに傍聴に行っていました。ここでも箕面市の大勢といたしましてはもう余野川ダムがないものとして次の段階、いわゆる止々呂美の皆さんのおっしゃる水と緑の健康都市に対して策を立てていこうじゃないかというような箕面市の姿勢もかいま見られました。ここへ来て今さらああだこうだと過去の既往最大にまで引き戻されるようなことをなさらないで、これから先のことを委員会も考えていっていただけたらと思います。以上です。

○池淵部会長

どうぞ。

○傍聴者（酒井隆）

酒井と申します。河川部河川調査官児玉氏に質問があるんです。これは全国的なもので、私は京都の桂川流域の住民ですが、九州の球磨川の八代の萩原堤の堤防強化、あれはフロンティア堤防ということで予算がついて引込んだということがありますが、先ほどの河川部河川調査官児玉氏のお話ですと、法的に整備がされてないという部分があるわけですが、全国的な問題でこれはあると思うんです。ここで近畿地方整備局さんが方針が出せないのか、予算がないのか、本省の指示を待っているのか、国交省内部が混乱しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○池淵部会長

幾つか傍聴の皆さん方からのご意見、ご質問等をいただきました。きょう、この流域委員会のこの場でそれらをすべて我々が用意して回答するという形のものもできない部分もございます。また、河川管理者さんもそういった形のものをごささお答えする、そういう形のものも時間も含めて難しいのかなと、そういうふうに思う次第でございます。次、さらにまだございますので、部会としてはそういったご意見を十分お聞かせいただいたという形の扱いで閉じさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「意見を述べてもらわなあかんがな。質問しているのに。」と呼ぶ者あり)

○池淵部会長

それは先ほど申させていただきましたように。

○村上興正委員

予定としては4時半から地域住民との話し合いの場というものを設けてます。したがって、その中で今の問題も取り上げて扱いたいと思います。それでよろしいですか。だから、この流域委員会としてではなしに地域住民との話し合いの中でその話を含めて議論させていただくという形によろ

しいですか。

○傍聴者 (奥村)

いやいや、それは違うんですよ。

○傍聴者 (酒井精治)

部会は部会としてのけじめをつけないといけません。

○傍聴者 (奥村)

けじめをつけてほしいんです。部会もそれに取り組んでいきますとするのか、それはしませんとするのかきっちりしてください、委員長。みんなの前でやっていきますと、討論会の中でやっていくという、それを確認してください。

○傍聴者 (酒井精治)

主体性あらへんで。

○村上興正委員

今の問題はフォローアップの問題をこの部会でも扱うのかという話ですね。

○傍聴者 (奥村)

はい。

○村上興正委員

ただ、それがどこまでの範囲を扱うかという範囲の話はまだ決めてませんから。フォローアップは重要な問題として位置づけてます。

○傍聴者 (奥村)

取り扱っていただけるんですね。

○村上興正委員

だから、そこまでの問題、どこまでを次の部会でやるというのははっきり決めてません。

○傍聴者 (奥村)

いやいや、少なくとも話されたことをどうするのかとか、僕が言いたいのはこの辺ですよ。地区をどうこうせいとは言っていない。山を削られてつぶされてそのまま逃げていくというようなことではだめだからその山をどうするのかとか、そういうことを言っているんですよ。

○傍聴者 (酒井精治)

当然ですよ。

○村上興正委員

これは流域委員会が考えるべきことと国土交通省・管理者が考えるべきことと両方入ってますね。

○傍聴者（奥村）

そうですね。結果的には、この流域委員会としては取り上げてもらえるかどうか、そしてある程度の助言を国土交通省に与えてくれるかどうかです。

○村上興正委員

これは考える項目の中に入れるべきだと私は思ってますけども。当然これは入れるべきだと私は思ってます。それは、恐らく皆さん方も入れると思います。ただ、どこまで入れるかというのは責任を持って言えないですからね。

○千代延委員

地域のことでなくて、今やりかけたところで不具合なところを荒らしたままで逃げていくという、そういうことは委員会として意見を述べたらいいと思います。ただ、ダムがなくなってその地域の活性化とかいろいろなことをお考えになっただろうと思いますけれども、それに関しては我々委員会としては到底及ばないと思います。

○傍聴者（酒井精治）

そんなもんおかしいで。方向性示さなあかん。

○千代延委員

これは仕方がございません。

（「流域委員会というのは原則中止という形で出しておるわけでしょう。」と呼ぶ者あり）

○傍聴者（酒井精治）

もうちょっとよう考えて発言してください。

○今本委員

流域委員会は、これまでの流域委員会での意見書にも書きましたように、ダムの方針がもし当面実施しないということになれば、それなりの対応を、地元に対して誠意ある対応をするべきです。具体的にどういうふうな対応をしたらいいのかまだ結論が出ていませんが、私どもも、少なくともこういうことにかかわった以上、誠意を持って真剣にこれからも取り組んでいきたいと思ってます。これでもういいなんてことは思ってません。

○傍聴者（酒井精治）

よろしくをお願いします。

○今本委員

はい、わかりました。

○傍聴者 (酒井精治)

こういうふうにはっきり言ってください。ありがとうございます。

○金盛委員

新しく入った委員にもっと勉強しろというお話がございました。勉強の足りないことは重々知っていますが、しかし勉強もしております。ご不満のご回答、私の意見だったと思っておりますけど、あの第1位の雨ですが、私はそんなに大きいことだと思ってません。4,000分の1という評価が過大であると思っておりまして、300から400mmの雨だったと思います。これは決して大きい雨ではありません。そういう観点から申し上げたつもりであります。

○池淵部会長

それでは、このあたりで猪名川部会は閉じさせていただきたいと思います。会場設営等をさせていただき間少し休憩をいただいて、4時半から意見交換会を開催させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○庶務 (みずほ情報総研 中島)

それではこれもちまして第27回猪名川部会を閉会させていただきます。なお、16時半から意見交換会という予定でございます。これから会場の整備をさせていただきますので、申しわけございませんけども一たん皆さん退室いただきましてその間に会場の整備をさせていただきます。時間が押しているものですから、極力スピーディーに会場設営いたしますけれども、場合によっては若干おくれる可能性があるかもしれませんがご了承いただければと思います。

[午後 4時10分 閉会]

■議事録承認について

第13回運営会議 (2002/07/16) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。